

神話が有する観光資源の魅力を伝える動画制作及び発信業務に係るプロポーザル公募要領

(一社) 中海・宍道湖・大山圏域観光局

第1 目的

中海・宍道湖・大山圏域で育まれた神話が有する観光資源について、高付加価値な旅を求める国内外のモダンラグジュアリー層を対象に、その概要や魅力を知りきっかけとなる動画を制作し、適した形で発信することで、認知度向上を図ることを目的とする。

第2 委託業務名

神話が有する観光資源の魅力を伝える動画制作および発信業務

第3 委託業務内容

別添 神話が有する観光資源の魅力を伝える動画制作および発信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

第4 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日まで

第5 委託料上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記の額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれる。

第6 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

第7 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 単独の法人、若しくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事

実があった後、知事が定める期間を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤ 主たる事業所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。
- ⑥ 複数のコンソーシアム構成員になって参加、又は、単独の法人とコンソーシアムの構成員として参加するなど、重複参加していないこと。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

第8 事業に関するスケジュール等

(1) 募集期間	令和7年7月15日（火）～
(2) 質問の受付期間	質問がある場合には、令和7年7月23日（水）までに、メールにより提出すること。その際、件名に「ブランディング動画制作」を含め、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。
(3) 質問への回答	全質問に対する回答をまとめてメールにて送付する。 （令和7年7月25日（金）予定）
(4) 参加表明書の提出	提出書類 参加表明書（様式1） 提出部数 1部 提出期限 令和7年7月31日（木） 提出方法 郵送又はメールによる。 メールの場合件名に「ブランディング動画」を含め、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。
(6) 企画提案書等の提出	令和7年8月22日（金）17時必着

(7) 提案者プレゼンテーション及び審査会	令和7年8月27日(水) 予定 ※プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案書提出後に参加者に別途通知する。 ※提案者ごとに企画提案書のプレゼンテーションを行った後に、審査委員会からの質問時間を設ける。
(8) 委託候補者の決定	令和7年9月1日(月) 予定

第9 企画提案書の作成、提出方法

(1) 作成方法	企画提案書(任意様式)を作成する。 仕様書及び審査基準に示されている項目及び内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。 内容は次の①～⑤の内容についての提案は必ず記載することとする。 ① 業務実施体制 ・本業務実施に係る人員体制・役割分担 ② 業務計画・実施スケジュール ・本業務実施に係るスケジュールを示すこと。 ③ 動画構成イメージ ・別添 仕様書の記載内容を踏まえ、動画構成イメージを提案すること。なお、以下の項目も含めて作成すること。 1) 提案する動画の概要(時間、本数など) 2) 動画の内容についてシナリオ、絵コンテ等で可視化したもの(形式は問わない) ④ 動画発信についての提案 ・仕様書の記載内容を踏まえ、どこでどのようにこの動画を発信していくのかをわかりやすく提案すること。 ⑤ 追加提案 ・本業務の目的を達成するために有効だと思われる手法等があれば、追加で提案すること。なお、当該提案内容についても評価の対象とする。
(2) 提出方法	令和7年8月22日(金) 17時必着 持参または郵送、持参の場合の受付時間は9時から17時(土・日・祝日は除く)とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

	各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）提出すること。
（３）その他の書類	見積書（様式任意） ※内容を明確に記入すること。また、正本 1 部、副本 5 部を企画提案書に綴じ込むこととする。
（４）企画提案等に係る留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ④ 虚偽の内容が記載されているもの ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は文書により通知する。 ・採用した提案は、提案者に協議のうえ、内容の一部を変更する可能性がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・提出書類の著作権は、提案者に帰属する。 ・提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。 ・結果は公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

第 10 審査方法等

（１）審査方法	・審査会において、企画提案者のプレゼンテーション実施後、審査員が次項の審査内容に基づき評価採点し、参加者の中で最も優れた評価を受けた提案を本業務の委託候補者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
（２）審査内容	①構成・内容 ・業務の目的を達成するための具体的かつ効果的な提案となっているか。 ・ターゲットの関心を惹く構成・内容になっているか。

	・事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、かつコストの縮減努力がうかがえるか。 ②実施体制 ・業務実施に十分な組織・人員体制が確保されているか。また、役割分担や指揮系統は明確になっているか。 ・業務実施の計画やスケジュールは適切か。また、具体的な業務フローや手順が示されているか。
(3) 委託候補者の採否通知	令和7年9月上旬、書面で通知する。

第11 契約の締結

審査会で選定された最優秀企画提案者を委託候補者とし、企画提案書を踏まえ、契約内容を決定する。契約内容決定後、委託候補者から見積書を徴し、見積金額が予定価格の範囲内であれば契約書を締結する。なお、契約にあたっては、契約書を作成するものとする。また、委託候補者が契約辞退した場合には、審査会で次点とされた者を次の委託候補者とする。

(1) 委託料上限額	6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む） ※企画提案書に基づく委託業務の全てを含む。
(2) 契約方法	委託候補者と協議の上、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。 最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更する場合もある。
(3) 委託料の支払い	原則、精算払とする。 ただし、業務上必要と認められる場合は、契約に基づき前金払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

第12 提出先及び問い合わせ先

（一社）中海・宍道湖・大山圏域観光局 担当：八木橋、松原

〒699-0292 島根県松江市玉湯町湯町 1793

TEL：0852-55-5057

Mail：mannaka-dmo@nakaumi.jp

